

静岡県告示第348号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和3年3月30日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川 勝 平 太

1 新たに管理する施設

種 類	名 称	位 置	能 力
待合所	日の出旅客待合所	静岡市清水区 日の出町10番地	総床面積 2,106㎡ 収容人員 100人 主要用材 鉄筋コンクリート
待合所	清水国際クルーズ ターミナル	静岡市清水区 日の出町10番地80	総床面積 2,013㎡ 収容人員 2,000人 主要用材 鉄筋コンクリート
緑 地	日の出埠頭緑地	静岡市清水区 日の出町10番地	用途 休息緑地 面積 2,632㎡

2 供用開始年月日

令和3年4月1日